

○総務省令第八十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十四日

総務大臣 片山 善博

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

無線設備規則の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 第二項に規定する無線局の無線設備のうち、同項に規定する期間の末日において法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明を現に受けているもの及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証を現に受けている工事設計に基づくものは、第二項に規定する期間の経過後も、なお同項に規定する機能を有することを要しない。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。